

第6日

令和元年6月19日（水）

10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位は、お手元に配付のとおりであります。申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

それでは、最初に7番佐々木明子議員の質問を許可します。7番佐々木明子議員。

（7番佐々木明子君登壇）

○7番（佐々木明子君） 皆さん、おはようございます。7番議員佐々木明子でございます。公私ともお忙しい中、傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。また、インターネットをごらんの皆様、ありがとうございます。2期生として最初の一般質問にトップバッターで挑むことができました。うれしくもあり、緊張しているところでもあります。

さて、未曾有の豪雨災害から間もなく2年が過ぎようとしています。復旧復興はまだまだ進んでいませんが、国道386号線を通りますと、周囲の田んぼでは水が張られ、田植えの準備が始められています。やっともとの風景が戻ってきたとうれしく思いました。2回目の出水期を控え、二次災害防止への取り組みとするそれぞれの河川の工事も進んでいるようで、6月に入りますと心なしか土砂を積んだダンプカーの往来が少なくなってきたように感じられます。

そんな中、6月2日、小川福岡県知事が、朝倉市の豪雨災害復旧状況を視察に来られました。県知事は、庁舎で市職員から被災者生活再建状況の説明を受けられ、頓田に建設中の災害公営住宅、桂川比良松橋付近の護岸工事、農地を流された認定農業者が新たに取得した農地で施設園芸に取り組んでいる姿を視察されました。知事は、復旧が順調に進んでいると思われたのではないのでしょうか。その後、知事は、らくゆう館で被災者に会われましたが、被災者が訴える応急仮設住宅延長の願いをどのように受けとめられたのでしょうか。また、朝倉市の視察を終えて東峰村に向かう途中、松末地区のコンクリートに塗り固められた山肌を見られて何をお感じになりましたのでしょうか。

これよりは、質問席において質問を続行させていただきます。

（7番佐々木明子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 平成29年7月5日の豪雨災害において、発災当初、半壊以上の被災世帯は1,069世帯、一部損壊を合わせると約1,500世帯にも及んでおります。また、避難世帯も、平成29年9月末時点においては、避難所、仮設、みなし仮設、公営住宅、自力

みなし住宅など合わせて約600世帯にも及んでおりました。そして、全避難所が閉鎖された11月末時点では、約500世帯の避難者が自宅外での生活を余儀なくされておりました。

ことし6月2日に示された5月22日現在の自宅外避難世帯は、312世帯だそうです。生活再建状況は、再建未定世帯が84世帯、再建予定世帯が228世帯と発表されました。

そこで、お尋ねしますが、再建予定世帯228世帯の再建予定の状況をお知らせください。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 再建予定の228世帯の内訳ということで御説明申し上げます。

建設型より31世帯、借上型より、借上型というのはみなし仮設のことですが、89世帯、それから公営住宅等から12世帯、それから自力みなしとか親類のお宅にいらっしゃる方、これが96世帯、合計で228世帯となります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 今のお答えは、今どこに住んでおられるかということだと思います。私がお聞きしたのは、再建予定、つまりその方たちがどのように再建しようとしているのか、見通しを立てているのか、それをお聞きしております。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 申しわけありません。数値のほうは具体的には持っておりませんが、再建の方向といたしましては、今回の数値の積み上げが、供与期限が切れるために仮再建も含めた再建の数値の積み上げをしておるところでございます。そのために、本格的に自宅の修繕、修復等が終える方もいらっしゃいますが、個人でアパート等借上住宅を借りられる、そういう再建の方法となっているようなどころでございます。

また、災害公営住宅等の含む公営住宅、そういう再建をされる方もいらっしゃるという状況になっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） もう災害公営住宅が間もなくでき上がる、それから入居期限が切れようとしている、そういうときに再建済みの方は、大体、書いてあられますように、自宅の修繕をしたり新築、中古物件を購入したり、民間賃貸住宅などに永住するために移られた方などおられるんですが、予定の方、228世帯、そのところをもう少しきちんと把握しておかなければならないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほど復興推進室長がお答えしましたとおり、数字については詳細には整理できておりませんが、

先ほど、都市建設部長がお話ししました228世帯の一人一人に対しまして、現在そういう再建がどのように進んでいるかというところで、再建が予定が立つというところでの確認は一人一人とれているところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 県知事が来られた6月2日においては、間違いなく予定者、再建予定者として228世帯と示されております。だから、再建未定率が7.9%という低い率になっているわけです。

そここのところを考えますと、市はもう少し被災者の実態、私は通告のときにちゃんと打ち合わせしておりましたが、きょう現在、ちゃんと発表できるような、答えできるようになってもらわないと困るんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 再建予定につきましては、早急に再建済みに移行するように、現在お一人お一人進めております。そういった意味で、早急に再建を進めまして、再建未定が少なくなるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） そうなりますと、ここに再建予定世帯というのは、再建未定世帯に入れなきゃいけないんじゃないかと私は考えます。だから、合計312世帯が再建未定世帯じゃないかと考えます。

賃貸住宅から賃貸住宅への入居、つまりアパートからアパートへの入居、また賃貸住宅、アパートに永住を決断した世帯を除いて、住居跡地、別の土地に住宅建設を予定している世帯、中古物件を購入予定の世帯で一時的に民間賃貸住宅や災害公営住宅、公営住宅等へ入居する世帯は、先ほど申しましたように再建未定世帯に入れるべきと考えております。したがって、5月22日時点で再建未定率7.9%という数字は大幅に見直さなければならぬと考えますが、どう当局はお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 現在、この228世帯につきまして、757世帯も同様ですけれども、仮再建を含む世帯数で整理を行っております。したがって、その方たちが本格再建に移行される、お持ちの方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、仮再建が進んだ後に引き続きお一人お一人にフォローアップをしていきたいというふうに思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 申しわけありません。数字のほう本日持ち合わせておりませんが、再建予定の方の定義といたしましては、例えば新築予定で義援金の再建加算の支給を受けられてはおりますけれども、仮設住宅の期限までの入居に間に合うよう建設または契約を締結しているような状況の方、それとあわせまして、自宅を修繕、今していきまして、ただ仮設住宅の供与期間までは仮設住宅におるよというようなことを言われている方、そういう具体的には仮再建、本格再建含めまして供与期限までに退去が可能となる方を積み上げておるところでございます。

また、再建未定の方につきましては、具体的に仮住まいを含めた再建先がまだ決まっていないというような方が、そういう分類をしているところでございます。

数字を持ち合わせていないことは、申しわけありません。ここでおわびを申し上げます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 1カ月を切っております。早急に数字を出していただきたいと思っております。

次に、応急仮設住宅延長の可否についてお尋ねします。

朝倉市における応急仮設住宅供与期間は、御存じのように特定非常災害の指定がなく、2年間でございます。しかし、朝倉市がこうむった災害は甚大なものであり、復旧も原形復旧から改良復旧へ移行していることに伴い、災害復旧に要する期間が長期化しております。そのため、安全が確立できず、自宅に戻れない世帯、また自宅跡地に住宅を建設できない世帯がございます。

また、平成30年10月26日には、乙石、中村、石詰、小河内、黒松、疣目の6地区91世帯が長期避難世帯に認定されております。

平成30年12月末時点で仮設やみなし仮設、自力みなし住宅等で生活を余儀なくされている世帯はまだ約400世帯ございました。

12月定例会一般質問の答弁で、当時の都市建設部長が、河川の復旧は災害発生から3年、7年、進捗によってはさらに延びる箇所が出てくると考えると述べられました。また、当時、総務部長の答弁に、災害復旧事業に手つかずのところが多々あり、延長を要請している。さらに、現実を国や県に訴えて支援を要請していきたいとあり、さらに、市長も、九州北部豪雨災害は極めて甚大であった。現状を訴え、国などの支援を呼びかけていると答弁されております。

市当局や市長は、県や国にどのようにどのくらい延長を要請したのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 延長要望についてということでございます。

もともと、市は県福祉総務課がこの仮設住宅の所管でございまして、そのほか県営住宅課、住宅計画課、これは県が担当となっております。幾度とこういったことについては協議をしてきた経過がございます。

ただ、現制度では仮設住宅の供与期限の延長は困難であるという旨を確認をしておるところでございます。

そういった状況、今お話しになった状況を見まして、それに見合う支援として、福岡県のほうとしては民間賃貸住宅に入っていただくということでの初期費用の20万円、引っ越し費用の10万円の助成を行うと。それから、朝倉市においては、義援金からでございますが、延長としての1年間の生活支援金として50万円を支給するという、そういうことを考

えたところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） いろんな対策については後ほどお尋ねしますが、私がお聞きしているのは、県や国にどのように要請、支援をお願いしたかということをお聞きしております。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 仮設住宅に入る以前から、避難所にいる時点から、少しでも普通の生活にということで、まず福岡県と一緒に対応については連日避難所を回りながら相談を受けてきたと思っております。

その後、仮設住宅に現在入居いただいております、その後の災害公営住宅の入居とか、仮設の2年が切れるということについての対応についても、福岡県と一緒に同じ考えで進んできておりました。福岡県に要望するというよりも、福岡県とともにこの2年間の供与期限というものを考えながら、私ども実際期限が来るということで、住宅相談そういったことも個別に回りながら対応をしてきているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 県とともに対応してきた、相談してきたとおっしゃいましたが、そもそも先ほど言いましたように、この災害が甚大なものであって、3年から5年、先ほども言いましたように、もっとかかるかもしれないということは、もう復興計画ができたときから市当局もおわかりになられていたと思います。県もわかっていたと思います。そして、後でも述べますが、戻れない人がいる、戻りたくても戻れない、そういう方たちに対して寄り添う気持ちがあるのならば、県もこの仮設住宅延長については真剣に受けとめて、市とともに話し合いを行っていかなければならなかったのではないかと考えますが、どんなでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほど都市建設部長がお話したとおり、これまで県とともにこの仮設住宅の2年の供与期限についてともに議論をしてきたわけですが、やはり2年という期限については延長すべきだという考えは持っておりました。そういった意味で、検討する中で、県のほうから国のほうにこの2年が延長できないかというお話をさせていただいて、やはりこの制度的なものでできないというような回答をいただいたことから、これについて先ほど都市建設部長がお答えしましたように、この2年を迎えるに当たってどういうふうに対応するのかというのを取り組んでまいったところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 県のほうも国のほうに、やはりその対策について延長ができないかどうかということは相談と申しますか、お願いをした経過はございますのですか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 県庁のほうが内閣府のほうに相談に行っておりますと聞いております。その回答はいただいております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 努力なされたことはわかりました。

市は、被災者生活再建の住宅対策の一部として、応急仮設住宅の入居期限までに災害公営住宅を整備するとしました。意向調査により、80戸の災害公営住宅の建設に着工しております。

しかし、長期避難世帯で住家が残っている世帯、住家が残っているが河川の安全が確立していないので自宅に戻れない世帯は、災害公営住宅に入居できません。また、久喜宮小学校跡地、富有ヶ丘団地など分譲を計画しておりますが、入居期限までには間に合いません。

生活再建未定世帯84世帯を含めて300世帯以上の自宅外で生活している被災者が、応急仮設入居期限までに生活再建できるのでしょうか。7月14日に入居期限が来るみなし仮設に入居している被災者がおられます。災害公営住宅は、それまでに完成するのでしょうか。あと1カ月もありません。間に合わなかったら、市はどのように対応するのでしょうか。お尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） まず、災害公営住宅についてでございます。

現在のところ、県に委託する形で建設を進めております。県のほうから、間に合わないという報告は受けておりません。一生懸命頑張らせていただいておりますということで、敬意を表したいと思います。

ただいま災害公営住宅にまだおうちが残っている方が入れないということでございますけれども、私どももいろんな柔軟な考え方をもちたいと考えております。

ただ、議員申しましたように、災害公営住宅につきましては、災害によって住宅を滅失した方、そういう方しか入れないという大原則はございます。長期避難の世帯の方、そういった方々の対応のためにどうするかという御質問だということでお答えいたします。

一般の公営住宅、こういったものの活用をしながら、可能な限りそれぞれの御自身の事情を伺いながら、条件に応じたあっせんをしていっているところでございます。

私ども供与期限を迎えるに当たりまして、やはり仮再建ができるよう住宅金融支援機構だとか宅建協会だとかの協力を受けまして、個別相談それから職員による戸別訪問、住宅再建等に関しましては職員全力で細やかな支援に取り組んでいるというつもりでございます。丁寧に再建相談を行いながら、供与期限内に入居が決まるように支援をしてまいります。災害公営住宅に今みなし仮設のほうから民間のアパートから入っていただく、そのみなし仮設であったところにさらに長期避難の方等も入っていただくとか、いろんなことを、今の分は一つの事例でございますが、その人その人に応じたきめ細やかに対応していき

いと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） その人その人に応じたきめ細やかな対応をしていく。確かにそうしていただきたいと思います。

ただ、応急仮設住宅の供与期間が切れるということは、その家賃が県なり国なりからもう出ないということです。その対策として、先ほど部長が義援金のことを申されましたが、昨年12月末には、市のほうは公共事業等に日数を要することから再建が間に合わないため、応急仮設住宅の供与期間に退去できない方で自力で仮住宅を確保した方に義援金50万円を支援する策を確かに講じております。県や国の事業がおくれているために生活再建できないでいる被災者の支援に、なぜ義援金を支出しなければならないのでしょうか。市や県、国が対応すべきなのではないのでしょうか。

県は、県独自事業による延長の可否は朝倉市と協議しながら総合的に判断していくと答えています。延長の可否を含めて、県との交渉を早急に進めることが重要だと考えますが、市長のお考えをお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 今、議員が御指摘をなされました、いわゆる再建未定世帯84件そして予定世帯228件があると。予定をされているところで分類しています皆さん方につきましては、答弁をいたしておりますように、個別に将来どういう再建をするのかといったこと等も当然お聞きをしながらやっているということでございます。災害公営住宅あるいは公営住宅は望まないという方も当然いらっしゃるということで、報告を受けています。

こういったことで、従来から申し上げておりますように、被災者の皆様方一人一人に寄り添った形で、具体的な住宅の確保等々もお示ししながらやっていくということでございます。

福岡県と、これまで被災者の皆様方の生活再建、それに係ります災害公営住宅の建設を県にお願いすることを初め、打ち合わせをきめ細かくやってまいりました。今後とも、議員が言われますような部分も考慮しながら、さらに県と協議をしっかりと進めて対応していきたいというふうに思います。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） もちろん、そういうふうに対応していただかなければならないのですが、私が先ほどから言っておりますように、間違いなく1年では、恐らく住宅生活再建は、あと1年では生活再建はできないと思います。先ほど言いましたように、改良型になっておりますので、5年、7年。仮設住宅は2年の供与期限でした。なぜ、改良復旧型になったか、それはもちろん市民が望んだことでもありますし、今後の被害が少しでも食い止められるように改良型になっていったと思います。しかし、やはり市、県、国の工事に、進捗に対する責任は大だと思えます。そこに対して、仮設住宅の供与支援が

ないというのは、どう考えてもおかしい。

なぜ、本来、義援金というのは被災者がそれぞれがいただけるお金でございませぬ。なぜ、そういった市、県、国の責任問題において義援金から支出しなければならないのか、そこが私はどうしても腑に落ちませぬ。そここのとこの財源は、新たに、市、県、国から出すべきだと、そうすれば応急仮設住宅でなくてもそこに住むことができると考えます。仮設住宅におきましては、県との話し合いに応じて、またいろんな方法、施策もあると思ひます。例えば、住民が望んでいられるように少し、2年しか対応できない仮設住宅でありますので、補強して少し長く住めるようにする。

私は、6月の議会において、熊本市の例を申しまして、県から譲渡を受けて改良して被災者に住ましているという例も挙げて、朝倉市でできないかということもお尋ねしました。けれど、そのシステムが違ふと言われて、朝倉市としては取り入れてもらえませんでした。

しかし、ここに来て、先ほどから述べていますように、被災者の丸々の責任ではない、建てられない、家があつても戻れない、そういう人たちに寄り添った施策をするには、やはり義援金からではなくて、市なり県なりが出していくというのを、県と協議してきていただきたいと思ひますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 市といたしましては、これまでも被災者の方々が非常な不安の中で災害を経験され、そして不自由な形の避難生活ということでお暮しをいただいています。こういったことをしっかりと受けとめて、最大限できることについて、我々は取り組んできたというふうに思っております。

しかしながら、どうしてもどうしてもできない制度上の壁があります。これについても、議員が今言われましたように、被災者の生活再建はもちろんのこと、工事についても制限がある中で、その事業を制度の枠の中で最大限、朝倉の被害に合ったような形でできないかといったこと等を要請する、あるいは財源確保のために関係省庁あるいは国会議員、そういった方々に要請をしてきたところでございませぬ。

今後とも、被災者の生活再建は最も大切な市としての責任ある対応ということになりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思ひます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 生活再建未定者のために、少しでも寄り添った方向で県と協議していただきたいと思ひます。

次に、生活再建未定世帯への住宅再建に向けての取り組みについてお尋ねいたします。

低所得者への公営住宅減免制度の周知についてでございませぬが、昨年6月の一般質問で一度お尋ねしておりますが、翌日に訂正がございましたので、再度質問させていただきます。

まず、家賃についてですが、低所得者、年金所得者、お一人住まいで年金が五、六万円

しかいただけない年金受給者は年間60万円の収入しかございません。そうすると、政令所得はゼロでございます。そういった方たちに対して、どのくらいの減免措置があるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 公営住宅の減免制度についてということでございますのでお答えいたします。

家賃、敷金、駐車場でございます。その使用料につきましては、市営住宅条例第16条1項に家賃の減免又は徴収猶予について、それから第19条の2項に敷金について、第6条2項に使用料についてでございます。これに基づいて減免制度がございます。

この制度につきましては、今度、災害公営住宅の入居者の部屋決め、駐車場決めの抽選会を行っておりますが、その中で説明をしてきております。どれくらいからが減免になるかということについてお答えいたします。

減免の基準につきましては、過去1年間における継続的な課税対象収入、それから非課税対象所得となっている年金それから給付金、その全ての収入合計を給与とみなして算定します。この控除後の所得となりますが、62万4,000円以下であれば家賃の減免の対象となっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 減免の対象になるというのはわかりました。

減免は4分の1から4分の3でございます。その62万円ほどの以下の方たちは、どのくらいの減免になるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） どれくらいになるかということなんですけれども、先ほど申しましたものを月額で見ますと、2万6,000円から5万2,000円以下という場合に家賃が4分の1の額に減額になると。あと、それから収入がゼロ円を超えて2万6,000円以下である場合、こういった場合については家賃が2分の1ということで、段階的に家賃の減免が定められております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） ちょっとよくわからないんですが、それは月額にして、今2万いくらとおっしゃいましたが、控除後の月額なののでしょうか。結局、政令収入といいますか、その月額なののでしょうか、それとも総収入の月額なのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） この先ほどの数字の根拠につきましては、先ほど説明申し上げた全ての所得、年金及び給付金まで含んで、それから控除を行った後の金額となります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 全ての控除を行って、行った後に、例えば年金生活者、年金だけの収入の方が控除されますと、恐らく所得は月額ゼロ円になるんじゃないかと思うんですが、その場合でも2分の1なんですか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） ただいま申しております分、基準としてございますが、控除後の収入が例えばゼロ円となる場合は当然ございます。ゼロ円の場合につきましては、家賃の4分の3を減免するということになります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） よくわかりました。

災害した人においては、低所得者だけではなく家賃、敷金、保証金など減免措置があると条例に載っております。その方たちに対しても減免があるのだということを周知させていただきたいと思います。そして、その際、申告しなければ減免にはならないということもつけ加えておいていただきたいと思います。

次に、被災住宅のかさ上げについてでございます。

一般質問等で再三お願いしてきた被災宅地のかさ上げ事業が、やっと国のほうの事業となるようになったようです。いろいろ規制はあるようですが、そのことによって今待っていたおた被災者が、随分、経済的、財政的に楽になると思います。

今言いましたように、いろいろ規制があると思います。そここのところをうまくクリアして、被災者、5戸以上がかさ上げが国の支援を受けられるようになりますように、市当局の御努力をお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 今回のこの事業は、朝倉市の今回の豪雨災害を受けて、朝倉市から要望したものでございまして、本年度からようやく事業ができるようになりました。

被災宅地のかさ上げを行うということで、まず第一に被災宅地であるという要件がございます。そのかさ上げを行いまして安全な住まいを再建するというところでございますが、要件としては、まず個人ということではなくて、家屋が5戸以上という制限がございます。これは以前も説明しておりますが、この件につきまして、国といろんなお話をさせていただいておりますが、5戸というのは、この朝倉市の地形上お隣が遠いというようなところもありますので、お隣までの距離を100メートルまではお隣として見るということで、そういった考えで、5戸以上となった場合についてはこの事業をやってよいということを国のほうとの協議の中で申し受けております。

そういった形で、当然、住宅をかさ上げしますと周辺の道路とかございまして、それから、杷木地域であれば浄化槽からの排水の水路の問題もございまして、こういった道路とか水路、公共施設も一体となってかさ上げを行うということでございまして、こういったことにつ

きましては、被災の地域のコミュニティ、それから具体的なその対象となる方等につきまして、区会長さん通じて地元と十分協議しながら安全な宅地の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 御努力に感謝しております。

被災者に聞きますと、上流付近には捨て場に困る大きな石がまだごろごろしているそうです。そういった石などを利用して、壁などを同時につくっていただけたらいいなという希望もあるようです。その辺もよく御協議願って、被災者の要望に沿えるようなふうになっていったらいいなと思っております。

次、松末地域における市営住宅についてお尋ねします。

松末団地12戸、星丸団地8戸、合計20戸が流出したことによる市営住宅建設についてでございます。

当初は、その20戸分を杷木小学校跡のそこに災害公営住宅とともに建てようという計画があったようですが、災害公営住宅が80戸、林田団地には50戸建てられることになったことにより、20戸が別に松末に建設ができるとなっております。

当初より松末コミュニティと協議されておられるようですが、地区民の希望として、集合住宅ではなくて戸建ての住宅を建ててほしいと。なぜかといいますと、長年たつて、戸建ての住宅であったら払い下げをして自分の住宅にしたいという考えがあるようです。集合住宅であればそれもないませんので、できたら松末地区は希望している被災者も少のうございますので、戸建てを希望しております。

そういうふうに長期避難に認定されて、建設地が少ない松末地区であります。地区民との話し合いを重ねて、建設地とか手法を早急に検討してほしいと願いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） ただいま松末地域における市営住宅の考え方についてということでございますが。

6月3日の復興推進委員会においてお示しをしたということでございます。新聞にも報道を一部されております。内容については、報道というよりかは、復興推進委員会においてお示したままでございます。その中にありますように、ただいまおっしゃいました戸数等についても全く記載しているものではございません。

この市営住宅の建設候補地については、土砂災害特別警戒区域それから土砂災害の警戒区域を除いて、それ以外の土地で検討していく方針ということの中でも示しております。

それから、建設手法等につきましてもまだ決まっておるわけではございませんで、今お話しいただきましたことも含めまして、地域の松末コミュニティのほうと協議をさせてい

ただきながら、今後進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） よろしく願いいたします。

松末地区の公営住宅希望者ではなくて、自宅を再建しようとしている被災者からの願いですが、四、五軒、新しく建てようとなさっている方がおられるようです。ただ、市水が、本管が県道52号線ですか、その下をとおって、建てようとしている地区まで通っておりません。本来、杷木地域において水道ができましたときには、自宅の近くまで市のほうで、あのときは町ですが、導水していただきました。最近、被災者が建築したところは自費で導水しているらしいです。やはり、かなりの額のお金がかかるそうです。個人ではありません。四、五軒一緒に建てるとなれば少しコストも安くなると思いますので、市として自宅の近くまで本管から導水していただくわけにはいきませんかでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 住宅の再建につきましては、それぞれ、今先ほどの地域について、私ども農業委員会だとかそのほかの課と情報の共有しながら把握に努めているところでございます。

そういった案件についても把握をしておりますので、現地のほうで最良な方法となるようなことも含めて、まず状況のほうを把握させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 被災者に寄り添う施策、ぜひその被災者の願いを聞き届けていただきたいと、聞いたところによりますと、それは市が独立した事業としているから聞き入れられないとか、何かそんな返答を聞いたりもしておってがっかりしているそうです。やはり、被災者はちょっとしたことでも心が折れます。被災者に少しでも希望を持たせるような協議を重ねていっていただきたいと思います。

次に、応急仮設住宅退去に対する支援事業についてお伺いいたします。

先ほど当局もその応急仮設住宅が延長がストップになることについての支援として、県から引っ越し費用10万円、それから賃貸住宅入居への初期費用として20万円が支援されると発表されております。引っ越し費用の10万円が高いのか安いのか、私は引っ越ししたことがないのでわかりませんが、話によると、やはり、例えば災害公営住宅3階に引っ越しする場合、かなりの金額がかかるそうです。ボランティアの方々もかなり努力されていらっしゃるようですが、引っ越しの支援について市として応援はできないものでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 引っ越し費用についてでございますけども、先ほど議員からもお話がありましたとおり、民間賃貸住宅、災害公営住宅に引っ越しされる方、こういった方々に10万円の引っ越し費用がお支払いされるというところで、これにつきましては

県のほうがこれまでの実績に基づきまして10万円ですというようにところで支援をされておりますので、まずはこの支援の中で対応をお願いして、被災者とも今後また話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 10万円の中で対応していただくように業者をお願いするんですか、どういうふうにするんですか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 引っ越しにつきましては、被災者が直接引っ越し業者に申し込んでいただくことになろうかと思えます。ただ、その中で引っ越しの手配、こういったものについてはやはり手間がかかるとことは想定されます。こういったものに対して、朝倉市としましては、近隣の引っ越し業者、こういったところを御紹介をさせていただくというところ。

また、ボランティア団体が、各種団体が支援していただけるというような活動もされております。こういった情報も市として収集しまして、こういった情報を速やかに被災者のほうにお伝えしたいというふうに思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） やはり一人住まいの人、たとえ2年でもやはり荷物は少しふえているようです。まして、家族が多いところは、思いのほか荷物もふえているそうです。10万円ですり足るか足りないのか、そのところはそれぞれに聞いて見なければわからないんでしょうが。

もう、これは結局10万円かかろうが赤字になろうが、各引っ越し世帯には必ず10万円は支給されるということでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 県の制度によりますと、一律で10万円を支給するという制度になっております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） いろいろ被災したときにお金を出すに当たって、そういった業者にしか支払わないというのがございました。たとえ自分で修理していてもお金は出ない。だから、この引っ越し費用も、そういった業者なりにしか支払いがないのではないかと心配をしておりますので、そのところもよく調べておいてほしいと思います。

それでは、次に、学校における働き方改革について質問させていただきます。

少し時間が足らなくなりましたので、最初、（1）番の国・県の指針を踏まえて朝倉市も働き方改革の指針を作成すべきではないかということについてのみ質問させていただきます。

平成30年3月に、福岡県教育委員会が教職員の働き方改革取組指針を示しております。

各自治体で自治体による指針が作成されてきておりますが、朝倉市も指針を作成すべきではいかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 教職員の長時間勤務の改善につきましては、これまでも定時退校日の推進など実施してきたところでございますけれども、抜本的な改善には至っておりません。議員おっしゃられたように、このような状況を踏まえて、県の教育委員会では教職員の働き方改革取組指針、これを策定して平成30年度から取り組んでおります。

朝倉市におきましても、県が策定した指針を踏まえて、働き方改革に取り組んでおります。市の働き方改革取組み指針の作成につきましては、現在検討しているところでございます。

また、教職員の働き方改革の推進に当たっては、保護者の理解が不可欠なものでございますから、指針の周知につきましてもあわせて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 働き方改革については、もう二度ほど質問させていただいております。やはり、幾ら校長が指導しても、なかなか現場の先生方にまで働き方改革が行き届かないということもあると思いますし、タイムカードを今年度から取り入れていただいておりますが、そのタイムカードの押し方についても、やはりタイムカードを退勤で押してからまた残業するとか、そういう話も聞いております。

とにかく、朝倉市においても指針が取り組まれているということは非常にうれしいことに思っております。早く、今年度中にも作成されて、そしてまた保護者に向けても示してほしいと、そこが一番大事なことだろうと思いますので、願います。

その働き方改革指針を作成することについて、教育長、一言お願いします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 今、議員おっしゃっていただきましたことにつきまして、県の指針をもとに先生方の改善ができるように努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） どうぞよろしく願いいたします。

次、2番の超過勤務時間是正の取り組みについては、次回質問させていただきます。

ことしの梅雨は少しおくられているようです。7月に入ってからのもた2年前のような豪雨災害にならないように祈りながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時59分休憩